

2022年11月8日

成年後見制度利用促進専門家会議 第2回成年後見制度の運用改善等に関するWG

# ドイツにおける法定後見人の 報酬決定と報酬助成の仕組みについて

明治学院大学法学部  
黒田 美亜紀

# 本日の発表

---

## ■ テーマ

ドイツにおける法定後見人の報酬決定と報酬助成の仕組みについて

## ■ 発表の概要

1. はじめに
2. 世話制度の概要 2-1~4
3. 報酬制度の変遷 3-1~3
4. 職業世話人の報酬と費用 4-1~9
5. 世話協会への財政支援 5-1,2

# 1. はじめに

# ドイツと日本の法定後見制度

---

## ■ ドイツ(数値は2015年末): 世話制度

- 人口: 8179万人
- 高齢化率: 21.7%
- 世話制度の利用件数: 127万6538件(2015年の申立件数は20万9664件<sup>1</sup>)
  - 事前配慮代理権(任意後見制度にあたる)の累計登録件数: 303万1223件(2021年末には536万6795件)
- 報酬: 世話は無償で行われるのが原則(世話人の選任ルールあり)

## ■ 日本(数値は2015年末): 法定後見制度

- 人口: 1億2799万人
- 高齢化率: 28.1%
- 法定後見の利用件数: 18万9070件(2015年の申立件数は3万3966件)
  - 任意後見契約の累計登記件数: 12万692件(閉鎖登記件数は2万458件〔2019年7月〕)
- 報酬: 申立てを受けて裁判所が決定

1 シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州を除いた値

## 2. 世話制度の概要

## 2-1 世話制度の概要（１）：世話

---

- 世話の本質は、援助を必要とする人が、自己決定権を尊重されながら、裁判所が精緻に確定した任務範囲で事務を法的に処理する世話人から支援を受けること
- 法定後見は世話のみの一類型 cf. 事前配慮代理権
  - 事実上の世話とは区別される
  - 世話人＝代理人 「代理よりも支援」
    - 世話制度の利用で行為能力は制限されないのが原則
      - 例外：同意権留保命令（本人またはその財産に差し迫った危険がある場合に裁判所が個々の職務範囲について命じる） ...2015年には1万2429件、州差があるが平均で約6%
    - 選任にあたり、本人が、世話の職務を引き受ける意思がある適切な人を提案した場合には、裁判所はその提案に拘束される
  - 本人の希望は、その福祉に反しない限り、客観的利益よりも優先される
  - 身体障害により自己の事務を処理できない場合も利用可能

## 2-2 世話制度の概要（2）：原則

---

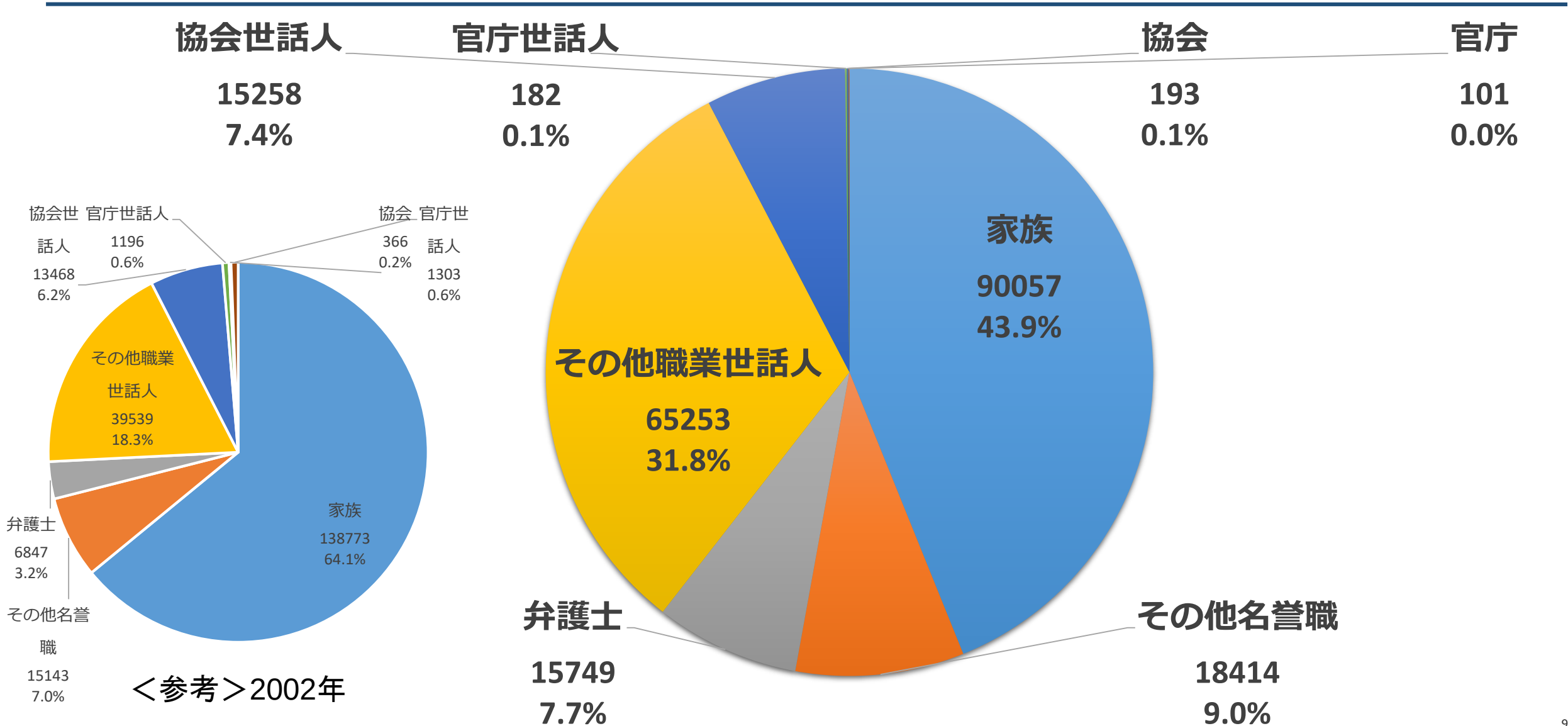
- 世話は原則として、名誉職的に、つまり無償で行われる
  - 例外：①職業世話人による場合、②被世話人に資力があり、裁判所が世話人の行う業務の範囲や難易度から一定の報酬を付与すべきであると認める場合（BGB1836条2項〔新BGB1876条〕）
- 必要性の原則が世話法的全領域（世話人を選任するか、世話人の職務範囲、裁判上の措置の効力、世話の期間など）に妥当 ※2013年改正でさらに徹底
  - 世話は本人にとって必要な範囲でのみ認められる（BGB1896条2項）
  - 世話人は本人を裁判上・裁判外で代理し、必要な場合にのみ代理権を行使できる
  - 世話の要件が満たされなくなった場合、世話は取り消されなくてはならない
  - 遅くとも7年後には、世話を取り消すか延長するかを判断する必要あり
  - 世話以外の支援や信頼する代理人によるサポートで十分な場合、世話人は選任されない（補充性〔補足性〕原則） ※インフォーマルなサポートも含めて考慮
  - 本人が世話人の選任に同意しない場合、本人に対する侵害と捉えられうる
- 身上保護の重視

## 2-3 世話制度の概要（3）：世話人の選任（BGB1897条）

- 個人による世話が原則 ...本人と世話人の間の信頼関係を重視
  - 世話協会・世話官庁が世話人となるのは、個人による世話が可能になるまで
  - 世話人は、世話裁判所に毎年、被世話人との個人的関係の進展について報告
- 名誉職世話人が優先（新BGB1816条、1818条）
  - 名誉職世話人＝職業的活動としてではなく世話を遂行する自然人で、家族・知人のほか、それ以外の人となりうる
  - 名誉職世話人は無償で世話を行う（無報酬）。費用償還請求は可能
  - 世話裁判所が選任し、世話官庁、世話協会が職務遂行を支援
  - 職業世話人は、適切な名誉職世話人がいない場合にのみ選任される。就任後も、適切な名誉職世話人がいる場合には、世話を引き継がなくてはならない（BGB1900条）
- 複数の世話人選任が可能。ただし、報酬を受け取って世話を行うのは1人のみ
- 選任ルール：まずは自然人（①一般の名誉職世話人、②一般の職業世話人、③世話人として活動する世話協会職員〔世話協会の同意が必要〕、④世話人として活動する世話官庁職員）を、次に自然人では不十分な場合に、⑤世話協会、そして最終手段として⑥世話官庁



# 2-4 世話制度の概要（４）：世話人の新規選任（2016年）



### 3. 報酬制度の変遷

## 3-1 報酬制度の変遷（1）

---

### ■ 1992年 世話制度の導入

#### ■ 世話は無償であるのが原則

- 裁判所が当該世話が職業的になされることを確認した際は例外的に有償

### ■ 1999年 第一次世話法改正法

#### ■ 世話制度の運用コスト（とくに職業世話人報酬等の国庫負担）削減が狙い

#### ■ 報酬・費用負担に関するルールの明確化

- 本人が世話にかかる報酬や費用を負担する場合のルールを策定

- 従来は本人負担か国庫負担かを裁判所が判断

- 無資力を確定するための基準を導入

#### ■ 職業世話人の報酬に時給制を導入

- 職業世話人とは、世話件数が10件以上か、世話に要する時間が週20時間以上の者

## 3-2 報酬制度の変遷（2）

---

### ■ 2005年 第二次世話法改正法

- 世話制度の運用コスト(とくに職業世話人報酬等の国庫負担)削減が狙い
- 後見人及び世話人の報酬に関する法律(VBVG)を制定
  - 職業世話人の報酬に時給と決められた時間数の組合せによる定額制を導入
  - 2014年に国庫が負担した報酬等は84億1616万ユーロ(≒1兆1824億7174万円)

### ■ 2015～2017年 連邦司法省による「法的世話の質」に関する調査研究プロジェクト

### ■ 2019年 世話人及び後見人の報酬の調整に関する法律

- 世話協会の運営財源確保が狙い
- 報酬表に定められた報酬額を14年ぶりに増額
  - 一律の割合で増額するのではなく、調査に基づきとくに世話の開始当初の報酬を増額
- 付加報酬制度の導入: 報酬表に定められた定額報酬に加算される付加報酬

### 3-3 報酬制度の変遷（3）

---

- 2023年 後見及び世話法の改正に関する法律（2023年1月1日施行）
  - 連邦と州が協力して世話協会の活動資金調達を支援・強化する狙い
  - 障害者権利条約12条に配慮し、支援される人の自己決定と自律を強化する狙い  
...「代理よりも支援」を
  - 未成年者に関する身上保護規定の強化と財産管理規定の現代化と平仄を合わせる
  - 被世話人の希望の優先を徹底
    - 世話人として世話協会を選択できるように（実際の選任には世話協会の同意が必要）
  - 世話法の包括的な再編成を行う（世話機関法〔BtOG〕を制定）
    - 世話の質を確保するために職業世話人の登録制度を導入
    - 報酬制度に大きな変更なし（名誉職世話人はBGB、それ以外はVBVGで規律）
  - 配偶者の健康配慮に関する代理権制度を導入（意識喪失や疾患により自分で事務処理を行えない場合の緊急の法定代理権で3か月限定）

## 4. 職業世話人の報酬と費用

## 4-1 職業世話人

- 名誉職的に世話を遂行する適切な人物がいない場合にのみ、職業世話人が選任される（BGB 新1816条）
- 職業世話人とは、世話裁判所が世話人として選任する際に世話を職業的に遂行すると指定した者（新法では、独立して、または認定された世話協会の職員として法的な世話を遂行する自然人で当局に登録または仮登録されている者〔BtOG19条2項〕。登録には適性や専門知識の証明、賠償責任保険への加入などが必要で、申請者は予定される世話活動の総時間を当局に知らせる必要もある）
  - 独立して活動、世話協会に所属して協会世話人として活動、または世話官庁に所属して官庁世話人として活動する者
    - 世話協会はドイツ全体で約800
    - 世話全体の4割強が職業的（↔5割弱は名誉職）
    - 複合的な問題を抱えているいわゆる困難ケースや身寄りがなかったり、家族内で利益相反があるような場合が多い
  - 職業世話人として活動しているのはドイツ全体で約1万2000人（世話の利用者数≒130万人）
- 原則として10件を超える世話を引き受ける必要あり
  - 世話裁判所による当該世話が職業的になされることの確認は個々の選任毎に必要
- 被世話人（本人）に対して報酬等を請求できる。本人が無資力の場合、国庫が報酬等を負担。

## 4-2 無資力

---

- 被世話人が無資力である場合、職業世話人の報酬等は国庫(州の司法予算)が負担
  - 無資力とは、報酬や費用を支払えない、一部しか支払えない、分割払いでしか支払えない、扶養請求を裁判上主張することでしか支払えないこと
  - 2014年には、職業世話人が約43%で、その被世話人の約88%が無資力
  - 具体的なケースでの無資力の確定は世話裁判所(区裁判所の一部局で第一審)が行う
  - 国庫は、一定の場合に、本人または相続人に支払った報酬等の補償を請求できる
- 基準
  - 所得: 898ユーロ(≒12万5720円) + 宿泊費用(家賃)
    - 超えた所得は世話の報酬等に投入
  - 資産: 原則5,000ユーロ(≒70万円)
    - 超えた資産は世話の報酬等に投入
    - 個別に引き上げられうる
    - 葬儀・埋葬目的の金銭や適切な規模の自己(や親族の)居住住宅、相応の家財道具や仕事に不可欠なものなどは資産から除外



## 4-3 職業世話人に適用される報酬表

---

- 後見人及び世話人の報酬に関する法律（VBVG）
  - 職業世話人、協会世話人、官庁世話人、官庁世話の報酬と費用について規定
- 報酬表は3種類
  - 報酬表A: とくに資格や知識を有しない者
  - 報酬表B: 職業訓練修了程度の知識を有する者
  - 報酬表C: 大学教育修了程度の知識を有する者
- 各報酬表は、世話の期間、日常の居所、本人の財産状況に応じて報酬額を定める
  - 世話の期間: 0-3か月、4-6か月、7-12か月、13-24か月、25か月以降で区分し、期間が長くなると減額される
  - 日常の居所: 本人が入居施設またはそれと同等の訪問看護を受ける居住形態にいるか、またはその他の居住形態かで区分し、施設入所者等は低額に
  - 本人の財産状況: 本人に資力があるかないかで区分し、ない場合は低額に
  - 通常のコ用(交通費や通信費など)はここに含まれる
- 報酬請求権は発生から15か月以内に裁判で主張されないと消滅する
- 2019年改正で報酬額を引き上げ、2023年改正では報酬額を据え置き

## 4-4 報酬表A

|    | 世話の期間            |      | 日常の居所                         |        | 財産状況 | 月額報酬  |
|----|------------------|------|-------------------------------|--------|------|-------|
| A1 | 開始から<br>3か月目     | A1.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | A1.1.1 | 無資力  | 194 € |
|    |                  |      |                               | A1.1.2 | 有資力  | 200 € |
|    |                  | A1.2 | その他の居住形態                      | A1.2.1 | 無資力  | 208 € |
|    |                  |      |                               | A1.2.2 | 有資力  | 298 € |
| A2 | 4か月目から<br>6か月目   | A2.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | A2.1.1 | 無資力  | 129 € |
|    |                  |      |                               | A2.1.2 | 有資力  | 158 € |
|    |                  | A2.2 | その他の居住形態                      | A2.2.1 | 無資力  | 170 € |
|    |                  |      |                               | A2.2.2 | 有資力  | 208 € |
| A3 | 6か月目から<br>12か月目  | A3.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | A3.1.1 | 無資力  | 124 € |
|    |                  |      |                               | A3.1.2 | 有資力  | 140 € |
|    |                  | A3.2 | その他の居住形態                      | A3.2.1 | 無資力  | 151 € |
|    |                  |      |                               | A3.2.2 | 有資力  | 192 € |
| A4 | 13か月目から<br>24か月目 | A4.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | A4.1.1 | 無資力  | 87 €  |
|    |                  |      |                               | A4.1.2 | 有資力  | 91 €  |
|    |                  | A4.2 | その他の居住形態                      | A4.2.1 | 無資力  | 122 € |
|    |                  |      |                               | A4.2.2 | 有資力  | 158 € |
| A5 | 25か月目以降          | A5.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | A5.1.1 | 無資力  | 62 €  |
|    |                  |      |                               | A5.1.2 | 有資力  | 78 €  |
|    |                  | A5.2 | その他の居住形態                      | A5.2.1 | 無資力  | 105 € |
|    |                  |      |                               | A5.2.2 | 有資力  | 130 € |

■ 職業訓練も大学教育も受けておらず、さらにはそれに相当する養成専門教育も修了していない職業世話人に適用

■ 2019年改正での引上げ例

A1.1.1 121.5€→194€ 約60%↑

A1.1.2 148.5€→200€ 約35%↑

A1.2.2 229.5€→298€ 約30%↑

A4.1.1 54€→87€ 約61%↑

■ 1€=140円とすると、  
8,680円(A5.1.1)  
～41,720円(A1.2.2)

## 4-5 報酬表B

|    | 世話の期間            |      | 日常の居所                         |        | 財産状況 | 月額報酬  |
|----|------------------|------|-------------------------------|--------|------|-------|
| B1 | 開始から<br>3か月目     | B1.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | B1.1.1 | 無資力  | 241 € |
|    |                  |      |                               | B1.1.2 | 有資力  | 249 € |
|    |                  | B1.2 | その他の居住形態                      | B1.2.1 | 無資力  | 258 € |
|    |                  |      |                               | B1.2.2 | 有資力  | 370 € |
| B2 | 4か月目から<br>6か月目   | B2.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | B2.1.1 | 無資力  | 158 € |
|    |                  |      |                               | B2.1.2 | 有資力  | 196 € |
|    |                  | B2.2 | その他の居住形態                      | B2.2.1 | 無資力  | 211 € |
|    |                  |      |                               | B2.2.2 | 有資力  | 258 € |
| B3 | 6か月目から<br>12か月目  | B3.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | B3.1.1 | 無資力  | 154 € |
|    |                  |      |                               | B3.1.2 | 有資力  | 174 € |
|    |                  | B3.2 | その他の居住形態                      | B3.2.1 | 無資力  | 188 € |
|    |                  |      |                               | B3.2.2 | 有資力  | 238 € |
| B4 | 13か月目から<br>24か月目 | B4.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | B4.1.1 | 無資力  | 107 € |
|    |                  |      |                               | B4.1.2 | 有資力  | 113 € |
|    |                  | B4.2 | その他の居住形態                      | B4.2.1 | 無資力  | 151 € |
|    |                  |      |                               | B4.2.2 | 有資力  | 196 € |
| B5 | 25か月目以降          | B5.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | B5.1.1 | 無資力  | 78 €  |
|    |                  |      |                               | B5.1.2 | 有資力  | 96 €  |
|    |                  | B5.2 | その他の居住形態                      | B5.2.1 | 無資力  | 130 € |
|    |                  |      |                               | B5.2.2 | 有資力  | 161 € |

■ 職業訓練を受けたか、またはこれに相当する養成専門教育を修了した職業世話人に適用

■ 3年以上の実務経験と知識獲得のための研修を受け、州の試験に合格した場合に同等

■ 2019年改正での引上げ例

B1.1.1 150.75€→241€ 約60%↑

B1.1.2 184.25€→249€ 約35%↑

B1.2.2 284.75€→370€ 約30%↑

B4.1.1 67€→107€ 約60%↑

■ 1€=140円とすると、  
10,920円(B5.1.1)  
～51,800円(B1.2.2)

## 4-6 報酬表C

|    | 世話の期間            |      | 日常の居所                         |        | 財産状況 | 月額報酬  |
|----|------------------|------|-------------------------------|--------|------|-------|
| C1 | 開始から<br>3か月目     | C1.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | C1.1.1 | 無資力  | 317 € |
|    |                  |      |                               | C1.1.2 | 有資力  | 327 € |
|    |                  | C1.2 | その他の居住形態                      | C1.2.1 | 無資力  | 339 € |
|    |                  |      |                               | C1.2.2 | 有資力  | 486 € |
| C2 | 4か月目から<br>6か月目   | C2.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | C2.1.1 | 無資力  | 208 € |
|    |                  |      |                               | C2.1.2 | 有資力  | 257 € |
|    |                  | C2.2 | その他の居住形態                      | C2.2.1 | 無資力  | 277 € |
|    |                  |      |                               | C2.2.2 | 有資力  | 339 € |
| C3 | 6か月目から<br>12か月目  | C3.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | C3.1.1 | 無資力  | 202 € |
|    |                  |      |                               | C3.1.2 | 有資力  | 229 € |
|    |                  | C3.2 | その他の居住形態                      | C3.2.1 | 無資力  | 246 € |
|    |                  |      |                               | C3.2.2 | 有資力  | 312 € |
| C4 | 13か月目から<br>24か月目 | C4.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | C4.1.1 | 無資力  | 141 € |
|    |                  |      |                               | C4.1.2 | 有資力  | 149 € |
|    |                  | C4.2 | その他の居住形態                      | C4.2.1 | 無資力  | 198 € |
|    |                  |      |                               | C4.2.2 | 有資力  | 257 € |
| C5 | 25か月以降目          | C5.1 | 入居施設またはそれと同等の<br>訪問看護を受ける居住形態 | C5.1.1 | 無資力  | 102 € |
|    |                  |      |                               | C5.1.2 | 有資力  | 127 € |
|    |                  | C5.2 | その他の居住形態                      | C5.2.1 | 無資力  | 171 € |
|    |                  |      |                               | C5.2.2 | 有資力  | 211 € |

■ 大学教育を受けたか、またはこれに相当する養成専門教育を修了した職業世話人に適用

■ 5年以上の実務経験と高度な知識獲得のための研修を受け、州の試験に合格した場合に同等

■ 2019年改正での引上げ例

C1.1.1 198€→317€ 約60%↑

C1.1.2 242€→327€ 約35%↑

C1.2.2 374€→486€ 約30%↑

C4.1.1 88€→141€ 約60%↑

■ 1€=140円とすると、  
14,280円(C5.1.1)  
～68,040円(C1.2.2)

## 4-7 付加報酬

---

- 特別な状況下での特別手当 (VBVG5a条1項)
  - 被世話人が無資力でなく、以下のいずれかに当てはまる場合
    - 15万ユーロ(≒2,100万円)以上の金融資産の管理
    - 被世話人本人またはその配偶者が使用していない住居の管理
    - 被世話人本人の生業の管理
  - 報酬表の定額報酬に加えて、月額30ユーロ(≒4,200円)を追加で支給
- 一時金手当 (VBVG5a条2項・3項)
  - 名誉職世話人から職業世話人への交替時に、職業世話人に200ユーロ(≒28,000円)の一時金を支給
  - 職業世話人から名誉職世話人への交替時に、職業世話人に適用される報酬表の定額報酬1.5か月分の一時金を支給 ... 名誉職世話人への移行を促すインセンティブとしての側面
- 付加報酬の請求は、通常の報酬請求と同時にしか行えない

## 4-8 報酬表の例外／定額報酬と費用償還請求権

---

- 職業世話人が専門性あるサービスを提供して個別に報酬を請求する場合、
- 職業世話人は、被世話人から金銭や金銭的価値あるものを受領することを禁止されているが、世話裁判所は、特別な事情があるなど個別のケースで被世話人の保護に反しないことを条件にこれを例外的に解除できる(BtOG30条3項)
  
- 職業世話人と協会世話人の費用償還請求権
  - 通常のコ用(交通費や通信費など)は定額報酬に含まれるため請求不可
  - 例外:世話とは別の種類の専門家グループに所属して実際にその業務を行っている職業世話人が専門的業務を提供した場合(ex. 弁護士、税理士、会計監査人)、専門家グループの料金表に従って費用請求可能(VBVG5条5項)

## 4-9 費用償還請求権

---

### ■ 名誉職世話人

#### ■ 費用概算一括払い請求権を行使 ...無報酬の場合のオプション

- 年399ユーロ(≒55,860円) ※2023年からは年425ユーロ(≒59,500円)
- あらゆる費用をカバーするもので、超えても補償されない
- 少額の出費の領収書を集めたり、それを長期間保管したりする手間が省ける
- 請求権が発生した翌年の3月末日までに行使しなくてはならない(1835a条) ※2023年からは翌年の6月末まで

#### ■ 費用の概算一括払い請求権を行使しない場合、個別償還請求権を行使できる

- 請求しようとする全額について証明が必要
- 個々の費用発生から15か月以内に行使しなくてはならない
- 費用には、保険料も含む(自賠責は含まれない)
- 被世話人(本人)に対して請求する。無資力の場合には、国庫(州予算)が負担

### ■ 官庁世話人・世話官庁

- 被世話人が有資力であれば個別償還請求可能

## 5. 世話協会への財政支援



## 5-1 世話協会に対する支援

- 世話裁判所(司法)、世話官庁(行政)、世話協会(民間)が連携して世話制度を運用
  - 2023年改正では、名誉職世話人に助言し、支援を行う中心的存在としての世話協会の強化が前面に打ち出された
- 世話協会
  - 認定された世話協会が2014年には連邦全体で838
    - 活動に対し、ほとんどの州、一部は市町村から補助金が支給される
      - ※2014年の補助金支給は619団体で102億8600万ユーロ(≒1兆4400億円)
    - 十分な人数の職員を擁し、彼らを監督し、研修を施し、賠償責任保険に加入することなどが必要
  - 世話の遂行のほか、名誉職世話人の募集、助言、養成や経験交流などの支援、さらには事前配慮代理権を作成したい人へのアドバイスなどを担う
  - 2023年施行の新法では、世話協会は成年者が希望する場合、または自然人では適切な世話を提供できない場合に限って世話人に選任される
  - 世話協会職員によって職業的に遂行される世話への財政支援を協会世話にも適用(→報酬請求可能に)。協会の横断的な活動にも財政支援を行う。
  - 職員が世話人として選任された場合、世話協会が報酬請求権を取得

## 5-2 世話協会に対する財政支援

- 財政支援(BtOG17条1項) ※世話組織法(BtOG)...2023年1月1日施行
  - 世話協会は、割り当てられた任務(BtOG15条1項)を遂行するために、公的資金により必要な財政支援を受けられる
    - 世話法、事前配慮代理権、世話処分(世話に関する指示書)、患者による指示書(いわゆるリビングウィル)の一般的な質問に関する計画的に情報提供すること
    - 名誉職世話人を輩出するための計画的に取り組むこと
    - 世話裁判所に選任された名誉職世話人に職務の手ほどきをし、研修を行い、職務遂行にあたり助言し、支援すること
    - 一定の場合に名誉職世話人と協力や支援に関して取り決め(協定の締結)をすること  
ex. 世話遂行の基礎を学ぶ研修や追加的な研修に参加する義務、職員との連絡義務
    - 任意代理人の職務遂行に助言し、支援すること
  - 財政支援についての詳細は州法で規定(→州と市町村とで適切に分配)
- 世話協会を支援して名誉職世話人を増やすことで、職業世話人の報酬を抑制する狙い

## 参考文献・資料

---

- 上山泰「ドイツにおける法定後見人の報酬制度」成年後見制度利用促進専門家会議第4回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ報告資料
- 吉永一行「2019年ドイツ世話法改正」法学83巻4号135頁
- Joecker, Das neue Betreuungsrecht, 2.Aufl.
- <https://www.lexikon-betreuungsrecht.de>
- [https://www.bmj.de/DE/Themen/VorsorgeUndBetreuungsrecht/VorsorgeUndBetreuungsrecht\\_node.html](https://www.bmj.de/DE/Themen/VorsorgeUndBetreuungsrecht/VorsorgeUndBetreuungsrecht_node.html)
- Matta/Engels/Brose/Köller u. a., Abschlussbericht, Bundesanzeiger Verlag 2018
- Nolting/Zich/Tisch/Braeseke, Abschlussbericht, Band I und II, Bundesanzeiger Verlag 2018
- BT-Drucksache 19/24445